

東京都犯罪被害者等支援条例

目的(第1条)

- ① 犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図る
- ② 犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する

基本理念(第3条)

- ① 被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障
- ② 被害者等の置かれている状況に応じた適切な支援の実施、二次的被害への十分な配慮
- ③ 被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることのない支援の提供
- ④ 国、都、区市町村、民間支援団体等の相互の連携・協力

基本的な施策
(第11条～第22条)ほか

第9条 総合支援体制の整備
第17条 緊急支援の実施

第11条 相談、情報の提供
第18条 都内に住所を有しない者への支援

第12条 心身に受けた影響からの回復

第13条 安全の確保
第14条 居住の安定等
第15条 雇用の安定等
第16条 経済的負担の軽減

第19条 都民の理解の増進

第20条 民間支援団体に対する支援
第21条 人材育成
第22条 個人情報の適切な管理

基本的方向

施策の柱

実施すべき施策の方向

有識者懇談会においていただいたご意見等

被害者等が安心して暮らすことができる社会の実現に向けた支援の提供

被害者等を支える社会の形成

総合支援体制の整備

- 総合的な支援体制の整備
- 区市町村における支援体制の充実に向けた取組
- 緊急支援体制の整備

- 関係機関が連携し、個々の被害者のケースに応じた支援ができる体制づくりを。
- 被害者等への生活支援のコーディネートが課題であり、区市町村における適切な支援を行うため、都による助言等が必要。
- 大規模被害が発生した際、早期の段階から関係機関と連携できるよう、中長期的に連携していくシステムの構築を。

相談体制・情報提供の充実

- 東京都総合相談窓口における取組の充実・強化
- 性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化
- 被害者等への情報提供の充実
- 配偶者暴力・児童虐待等被害者に対する支援

- 性犯罪等被害の現状をしっかりと分析し、大きな焦点として扱っていくべき。
- 他県から東京に来た人が被害にあった場合でも、最初の相談など一定の支援が受けられるようにすることが必要。
- 外国人への対応では、多言語対応の取組が重要な課題。
- 潜在化された被害者など、支援にたどり着いていない被害者に対する広報を。

心身に受けた影響からの回復

- 精神的支援の充実
- 保健医療・福祉サービスの提供

- PTSD治療が可能である医療機関のすべてが被害者等支援としての精神的治療を専門としているわけではない。精神科の協力医療機関の確保が必要。
- 子供が被害にあった時など、学校だけで対応することは困難であり、関係機関が連携して対応することで双方にメリットがある。

生活再建に向けた支援

- 経済的負担の軽減
- 日常生活への復帰支援
- 二次的被害等の防止に向けた取組

- 犯罪被害者給付金や遺族年金は支給までに時間がかかるため、被害直後の当面の資金について自治体による経済的支援が必要。
- 周囲のものの無理解または配慮に欠ける言動、インターネットによる誹謗・中傷、報道機関による過剰な取材等のほか、司法過程、支援・医療等に携わる人による二次的被害もある。

都民の理解の増進

- 犯罪被害者等のおかれている状況の理解促進
- 様々な機会・媒体を通じた広報・啓発の展開

- 一般都民が被害の実態や二次的被害についての理解を深める啓発を。
- 性被害や児童の被害の場合、相談自体が難しいことがある。安心して話しやすい、相談しやすい環境づくりが大切。

人材育成・民間支援団体の支援

- 犯罪被害者等支援に係る人材の育成・専門性向上
- 民間支援団体の活動支援
- 個人情報管理の徹底に向けた取組

- 支援業務を実施するには人材の確保が必要。支援できる人を増やしていくべき。
- 都内には多数の民間支援団体があり、これらの団体と連携・支援を適切にすべき。
- 関係団体間で、連携や支援の過程で入手した個人情報・被害内容について、守秘義務を課すべき。